

富田林市教育大綱

(素案)

平成 28 年 (2016 年) 月

富田林市

～ はじめに ～

教育大綱作成後に記載

1. 教育大綱の策定にあたって

～教育大綱作成後に記載～

2. 基本理念

「夢と希望が輝く人づくり」

「まちづくりは人づくりから、人づくりは教育から」と言われますように、まちづくりの推進には「人づくり」が要であります。

本市では、すべての市民が夢や希望を持ち、心豊かで輝ける人生を送ることができるよう、家庭、学校、地域、市が連携し、「夢と希望が輝く人づくり」を推進します。また、子どもは未来の社会を拓き・築く、次世代の担い手であり、「子どもは未来の宝」であります。

「煌のまち富田林市」で生まれ育つ子どもたちが、人と人との温かい絆の中で伸び伸びとたくましく生きる力を身につけ、自らの可能性を広く伸ばすことができる教育をめざします。

また、急激に進展するグローバル社会において、自分の将来に夢と希望を持ちつつ、世界を舞台に活躍できる人材の育成に力を注ぎます。

さらに、子どもの健やかな成長や子育てしやすい教育環境を望む保護者の期待にしっかりと応え、地域の方々からも信頼される「学校園づくり」の支援に努め、「夢と希望が輝く人づくり」の具現化をめざすことをこの教育大綱の基本理念とします。

3. 基本方針

基本理念を踏まえ、以下の7つの基本方針の下、本市の教育を推進します。

①「確かな学力」、「健康な体」を育みます。

幼児教育を充実させるとともに、小・中学校の連携を図りながら、基礎的な知識や技能を身につけ、それらを活用し、自ら考え、自ら判断する力や表現する力を育む教育を推進します。また、施設整備も含め安全で安心な学校給食を実施し、食育を推進します。

幼児教育の充実に関しては、「富田林市立幼稚園・保育所あり方検討委員会」の議論をふまえつつ、幼児期から児童期への円滑な接続の観点を大切にし、幼稚園と保育所との連携をさらに進め、「子育てしやすいまち富田林」を実現します。

児童・生徒の体力を向上させるため、保健や体育に関する授業を中心

に学校教育活動全体で積極的に取り組みを進めます。

②ふるさと富田林市を愛し、「豊かな心」を育みます。

本市が現在まで培ってきた伝統や文化を尊重し、地域に貢献する道徳的実践力を兼ね備えた子どもを育みます。

道徳教育の充実を図り、お互いの「生命・人格・人権」を大切にし、他者を思いやる心や生命を尊重する心を持った、人間性豊かな子どもの育成に取り組みます。

また、子どもたちの人権に対する正しい理解と人権感覚の向上を図るため、教育活動全体を通じて、人権尊重の教育を効果的に実施します。

「富田林市いじめ問題対策委員会」と各学校園が連携し、いじめ事象の未然防止、早期発見、早期対応のための対策を推進するとともに、重大事態が発生した場合は、庁内関係各課連携のもと迅速に対応し解決にあたります。

③学校園、教職員の教育力向上に取り組みます。

次世代を担う子どもたちに、心豊かにたくましく生きる力を育むためには、学校園の教育力向上を図ることが重要であることから、さまざまな教育活動に対する支援に努めます。

とりわけ、子どもたちに確かな学力を育むためには、学校教育の根幹である日々の授業が大切です。その担い手である教職員が、豊かな人間性や社会性、高い指導力などを身に付け、使命感を持って不断の授業改善に取り組むことができるよう、研修会等の機会を充実し、その資質・能力の向上を図ります。

④より良い教育環境の整備に取り組みます。

学校は、子どもたちにとって一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、そのため、子どもたちが学校園施設で安心して学び、安全で快適に過ごすことができるように、施設の老朽化対策、防災機能の強化等

の安全性の確保に向けて取り組むとともに、良好な環境で学ぶことができるよう、計画的な整備を進めます。

また、子どもたちの学びを支える教材や備品についても整備・充実に努め、より良い学習環境をめざします。

子どもたちの安全を確保するため、地域や関係機関と連携し、安全管理体制を強化するとともに、安全教育や防災教育に取り組めます。

⑤家庭教育を支援し、地域に根差した教育を推進します。

子どもの教育に関して重要な役割を果たす家庭教育については、各家庭の自主性を尊重しつつ、その支援に努めます。また、家庭・地域・学校が連携し、互いに協力し合って、次の時代を担う新しい世代づくりを進めるとともに、どの世代にも自分の知識や経験を活かし、生涯にわたり学び活躍できる教育を推進します。

子どもたちが、健やかに成長し、心豊かに生きる力を育めるよう、自然やスポーツ、文化・芸術など様々な分野で地域の参画・協力を得ながら、体験・交流などの学習活動を実施します。

⑥生涯にわたって学べる環境づくりを推進します。

市民の学習意欲が高まる中で、自らを高め、豊かな心を育むことができるよう、学習ニーズに対応した暮らしを豊かにする情報提供を進め、誰もが気軽に自主的に学習できる環境を整え、市民一人ひとりの生涯にわたる学習活動を支援します。また、豊富な知識と経験を持つ地域の人材活用を図ります。

市民がスポーツ・レクリエーションや芸術文化に親しみ、健康で充実した生活を送ることができるよう、スポーツ・芸術文化活動に参加できる機会や場の充実を図ります。

⑦歴史的風土を活かし文化財の保護と活用に努めます。

本市ならではの歴史的風土や資源を活かし、地域の貴重な文化財や歴史遺産の保護と活用・啓発に努めます。また、郷土の魅力や伝統ある歴史文化について再発見できる機会の充実に努め、次世代に継承できるように取り組みます。

4. 関係法令条文（抜粋）

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」

（平成26年6月20日改正）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。